

大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県の区域外（以下「県外」という。）から本市の区域内（以下「市内」という。）への自己の意思による移住及び定住を促進し、もって中小企業等における人手不足の解消に資するため交付する大分市移住支援事業に係る移住支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、大分市補助金交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 地方公共団体の区域外から区域内へ住所を変更することであって、転勤、出向等の職務上の理由により、若しくは大学進学等による一時的な住所の変更又は親族等と同居して生活を共にするための住所の変更その他これらに類するものを除いたものをいう。
- (2) 移住 県外から市内に転入をし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されるとともに市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 移住日 移住をした日をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和元年8月1日以後に移住をしたこと。
- (2) 第6条の規定による申請（以下「申請」という。）の時（以下「申請時」という。）において、移住日から起算して3月以上1年以下の期間が経過していること。
- (3) 申請時から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- (4) 本人及びその世帯の構成員（以下「本人等」という。）が日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。
- (5) 申請を行う年度において大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱（平成27年5月19日施行。以下「補助金要綱」という。）第3条第2項に規定する全ての要件に合致していること。
- (6) 本人等が支援金以外の移住に係る補助等を受けていないこと。
- (7) 本人又はその世帯の構成員が就業する場合（次号に該当する場合を除く。）にあつては、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ア 就業先の法人が、大分県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人であること。
 - イ 就業する者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - エ 就業先の法人への応募日が、当該法人がマッチングサイトに掲載された日以降で

あること。

オ 就業先の法人に、申請時から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(8) 本人又はその世帯の構成員がプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において連続して3月以上在職していること。

イ 就業先に、申請時から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等の離職することが前提の就業でないこと。

(9) 本人又はその世帯の構成員がテレワークをすることを念頭において移住する場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、かつ、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークにより引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先の企業等から資金提供されていないこと。

(10) 本人又はその世帯の構成員が起業する場合にあっては、申請時前1年以内に大分県産業創造機構地域課題解決型企业支援事業実施要領（令和元年7月31日適用）

第3条第1項に規定する起業支援金（以下「県起業支援金」という。）の交付の決定を受けていること。

- (11) 世帯で申請する場合（移住前及び移住後において複数の世帯員で構成する世帯に属する者が申請をする場合をいう。以下同じ。）にあつては、申請をする者を含む2人以上の世帯員が移住前及び申請時において、同一の世帯に属していること。

（支援対象事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、補助金要綱第3条第1項に規定する補助対象事業とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、補助金要綱第4条の規定により算定される補助金の額に2を乗じて得た額とし、世帯で申請する場合にあつては100万円を、単身で申請する場合（移住前又は移住後において一の世帯員のみで構成する世帯に属し、又は属していた者が申請をする場合をいう。）にあつては60万円を上限とする。

2 支援金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号）（本人又はその世帯の構成員が就業し、又はテレワークをする場合に限る。）

(2) 県起業支援金の交付の決定を受けたことを証する書類(本人又はその世帯の構成員が起業する場合に限る。)

(3) 本人確認書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定するとともに支援金の額を確定したときは大分市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書(様式第3号)により、支援金の不交付を決定したときは大分市移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、必要な条件を付すことができる。

(請求)

第8条 支援金の交付の決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、支援金の交付を請求しようとするときは、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付の決定を受けた事業に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の支援金の交付の決定を取り消し、及び既に交付をした支援金にあっては、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、就業先の法人の倒産、災害、病気その他市長がやむを得ない事情があるものと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた支援金の額（以下「交付決定額」という。）の全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合 交付決定額の全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 交付決定額の全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 交付決定額の全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 交付決定額の半額

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

大分市長

殿

大分市移住支援事業に係る移住支援金交付申請書兼実績報告書

大分市移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたいので、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付け、人数欄に人数を記入してください。）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者を除く。）	人
移住支援金の種類		就業		起業		テレワーク

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「大分市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、大分市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業又は起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業し、又は起業した事業の運営をする意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係について		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 大分市への移住の意思について		A. 自己の意思 である		B. 所属からの命 令である
----------------------------------	--	-----------------	--	-------------------

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住前の住所

住所	〒
----	---

5 県外企業等への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークをすることを念頭に置いた移住の場合のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先所在地	
住所	〒
勤務先へ行く 頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (大分県及び大分市使用欄)	
---------------------	--

年 月 日

大分市長 殿

所在地
事業者名 ⑩
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合のみ	3親等以内の親族に該当しない
目標達成後の離職 ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提でない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

大分市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、大分県及び大分市の求めに応じて、大分県及び大分市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

大分市長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等に係る命令を含む。）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

大分市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、大分県及び大分市の求めに応じて、大分県及び大分市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

大分市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請及び実績報告のあった大分市移住支援事業に係る移住支援金については、次のとおり交付を決定するとともにその額を確定したので、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 支援金交付決定額 円
- 2 支援金交付確定額 円
- 3 交付の条件

大分市移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市移住支援事業に係る移住支援金について、次の理由により交付しないことに決定したので、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

不交付の理由

年 月 日

大分市移住支援事業に係る移住支援金交付請求書

大分市長

殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた大分市移住支援事業に係る移住支援金の交付を受けたいので、大分市移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額

円

振込先	
金融機関名	支店名
口座種別	口座番号
口座名義(本人名義に限る)	ふりがな